⑶　業務実施方針及び手法　業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案

5　手続等

⑴　担当部局　〒102―0074 東京都千代田区九段南１―１―15九段第二合同庁舎　国土交通省東京航空局総務部契約課契約係　ＴＥＬ03―6880―1505

⑵　業務説明書の交付期間、方法

①　電子調達システムにより交付する。交付期間は、本日より令和６年７月26日17時00分までとする。期限日以降の入手は認めないものとする。電子調達システムによる業務説明書等のダウンロード方法については、次を参照すること。
https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/img/contract/03_koukoku_tcab_ippan_pdf/20-210107-02.pdf

②　やむを得ない事由により、①の交付方法による入手ができない参加希望者は、上記⑴に問い合わせること。受付期間は、本日より令和６年７月26日まで（但し、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の10時00分から12時00分及び13時00分から17時00分まで（最終日は16時00分）の間とする。

⑶　参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限は、令和６年７月29日14時00分まで。提出期限までに参加表明書を上記⑴に掲げる場所に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出（提出期限までに必着とする。）しなければならない。

⑷　技術提案書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限は、令和６年９月25日17時00分まで。

①　電子調達システムによる者は、提出期限までに技術提案書を６⑺に掲げるＵＲＬに提出しなければならない。

②　紙入札による参加を希望する者は、提出期限までに技術提案書を上記⑴に掲げる場所に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出（提出期限までに必着とする。）しなければならない。

6　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　納付。但し、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細は業務説明書を参照すること。

⑶　契約書の作成の要否　要

⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有（東京国際空港東側電源局舎新築工事設計意図伝達業務）

⑸　関連情報を入手する為の照会窓口　５⑴に同じ。

⑹　２⑴③に掲げる一般（指名）競争参加資格の格付けを受けていない単体企業又は２⑵に掲げる設計共同体としての資格の決定を受けていないもの（一般（指名）競争参加資格の格付けを受けていない単体企業を構成員とする場合を含む）も５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において当該資格の決定を受けていなければならない。

⑺　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

電子調達システム
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/
電子調達システムヘルプデスク
ＴＥＬ0570―000―683（ナビダイヤル）
03―4332―7803（ＩＰ電話等をご利用の場合）

⑻　詳細は業務説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : IMAI Kazuya, Director-General, East Japan Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : Design work for Power Station of Tokyo International Airport

⑷　Time-limit for the submission of participation statement : 2 : 00 P.M. July 29, 2024

⑸　Time-limit for the submission of technical proposals : 5 : 00 P.M. September 25, 2024

⑹　Contact point for documentation relating to the proposals : 1―1―15 Kudanminami Chiyoda-ku Tokyo 102―0074 Japan TEL 03―6880―1505

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

設計共同体を結成し、支出負担行為担当官東京航空局長が発注する下記の業務における競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和６年７月18日

東京航空局長　今井　和哉

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○東空建第61号

1　業務概要

⑴　業務名　東京国際空港東側電源局舎新築設計業務

⑵　業務内容　本業務は、東京国際空港における東側電源局舎の新築設計業務を行うものである。

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から令和８年３月13日まで

2　資格審査申請書の受付期間

本日より令和６年７月29日まで（但し、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）までの間の10時00分から12時00分及び13時00分から17時00分まで（最終日は14時00分までとする）。なお、令和６年７月29日（休日を除く。）以降においても、随時、申請を受け付けるが、技術提案書の提出までに当該設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

3　申請の方法

⑴　申請書の交付場所　設計共同体としての資格を得ようとする者に以下の場所で競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を交付する。

〒102―0074 東京都千代田区九段南１―１―15九段第二合同庁舎　国土交通省東京航空局総務部契約課契約係　ＴＥＬ03―6880―1505

⑵　申請書の提出方法　申請書は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出（提出期限までに必着とする。）しなければならない。なお、提出場所は⑴に示す申請書の交付場所と同じ。

①　４⑴③に規定する資格を有していることを証明するため、全ての構成員の資格決定通知書の写し

②　４⑵の要件を満たすことを判断できる内容を記載した書類

③　４⑸により締結した設計共同体協定書の写し

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体

⑴　組合せ及び構成員の資格要件　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

③　令和５・６年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「測量及び建設コンサルタント等（建設コンサルタント）」のＡ等級に格付けされ、東京航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生